

航空局安全部長

「航空運送事業等の安全監査に関する基本方針」の一部改正について

標記について、「航空運送事業等の安全監査に関する基本方針」（平成 13 年 1 月 26 日空航第 1184 号・空機第 1526 号・空乗第 275 号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改正後	改正前
航空局安全部長 航空運送事業等の安全監査に関する基本方針	航空局安全部長 航空運送事業等の安全監査に関する基本方針
1. 概要 （略） 一方、当局においても、 <u>法第 134 条に規定する報告徴収及び立入検査を通じて、安全に関する監査を継続的に</u> <u>行っているところである。当局による安全監査については、国際的にもその制度の確立及び着実な実施が求め</u> <u>られているところであり、また、「航空安全プログラム（SSP）」においては、安全リスクに応じた監視を実施</u> <u>するリスクベース監視の考え方が取り入れられている。</u> 本通達は、以上 <u>を踏まえ、リスクベース監視の考え方</u> <u>との整合を図りつつ、航空運送事業者等に対する安全監査の基本的な方針を定めるものである。</u>	1. 概要 （略） 一方、当局においても、 <u>航空法に規定された報告徴収及び立入検査を通じて、安全に関する監査を継続的に</u> <u>行っているところである。当局による安全監査については、国際的にもそのシステムの確立と確実な実施が求め</u> <u>られており、経済規制に係る緩和が進展する中で、ますますその重要性が高まっているところである。</u> 本通達は、以上 <u>にかんがみて、適切な安全監査を確実に実施するためのシステムを設けるに当たって、その基</u> <u>本的な方針を定めるものである。</u>
2. 安全監査の対象 （略）	2. 安全監査の対象 （略）
3. 安全監査の方法 上記 2.の特定本邦航空運送事業者等（以下「事業者」という。）に関しては、法第 134 条の立入検査の一環として、当該事業者の法第 101 条第 1 項の基準その他の安全上の基準（以下「安全上の基準」という。）への適合状況、不具合事象の発生状況及び同事象に対する是正状況等を確認するため、4.に定める立入検査を通じた安全監査を行う。立入検査として、予め年間の実施計画を策定して行う計画的監査及び必要に応じて随時行う随時監査を行う。 <u>計画的監査の実施計画は、航空安全推進室長が定める方針に従って 4.2・1)a)による安全リスクプロファイル項目に基づく評価結果等リスクベース監視も踏まえ、監査の頻度、手法、重点項目等を設定することとする。</u> なお、安全上の基準への適合性や安全性に重大な疑義が生じた場合等、所管課長（地方航空局にあっては、別途定める者とする。以下同じ。）が必要と認めた場合には、法第 134 条の規定の範囲内で他の方法によることができる。	3. 安全監査の方法 上記 2.の特定本邦航空運送事業者等（以下「事業者」という。）に関しては、法第 134 条の立入検査の一として、当該事業者の法第 101 条第 1 項の基準その他の安全上の基準（以下「安全上の基準」という。）への適合状況、不具合事象の発生状況及び同事象に対する是正状況等を確認するため、4.に定める立入検査を通じた安全監査を行う。立入検査として、予め年間の実施計画を策定して行う計画的監査及び必要に応じて随時行う随時監査を行う。 なお、安全上の基準への適合性や安全性に重大な疑義が生じた場合等、所管課長（地方航空局にあっては、別途定める者とする。以下同じ。）が必要と認めた場合には、法第 134 条の規定の範囲内で他の方法によることができる。
4. 立入検査 1) （略）	4. 立入検査 1) （略）

改正後	改正前
2) 検査の実施 所管課長等は、担当官を指名して、以下の監査を実施させるものとする。<u>指名された担当官は、立入検査の実施に先立ち、事業者から有効な安全管理規程及びこれに基づき定められた実施要領、マニュアルその他の文書のうち当該立入検査に必要なものを入手し、別に定めるところにより立入検査を実施する。</u>	2) 検査の実施 所管課長等は、担当官を指名して、以下の監査を実施させるものとする。
2-1) 計画的監査 a) 計画的監査は、<u>各事業者における本社、基地、訓練所等について、所管課毎に予め年間の計画的監査の実施計画を定めて行うものとする。</u> <u>計画的監査の実施計画の策定に当たっては、航空安全推進室長が定める方針に従って、セクターの区分及び安全リスクプロファイル項目に基づく評価結果等リスクベース監視も踏まえた上で、2. 1) a)の特定本邦航空事業者に対して行う監査の頻度、手法、重点事項等を事業者ごとに設定することとする。</u> なお、「<u>航空安全プログラム</u>」(令和8年国土交通省告示第 512 号)に規定された、安全管理システム (SMS) の下で確立された自発報告等に関連する情報は含まない。また、2.1)a)以外の本邦航空運送事業者に対して行う検査については、地方航空局が別途定めるものとする。 (削除) <u>b) 上記 a)の規定にかかわらず、所管課長が必要と認めた事業者については、必要に応じて監査の実施時期を早め、又は監査の頻度を高めることができる。</u>	2-1) 計画的監査 a) 計画的監査は、本社、基地、訓練所等について、所管課毎に予め年間の実施計画を定めて行うものとする。 2.1)a)の特定本邦航空運送事業者に対して行う検査の頻度は、<u>以下を目安とするが、最近の航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルの発生状況、不利益処分等の状況、安全監査の状況、運航環境の大幅な変化等に応じて安全に係るリスクがより大きいと考えられる部門又は対象に対して、より重点的な監査を実施するものとする。</u>なお、「<u>航空安全プログラム</u>」(平成 25 年 10 月 8 日制定国空安企第 29 号)に規定された、安全管理システム (SMS) の下で確立された自発報告等に関連する情報は含まない。また、2.1)a)以外の本邦航空運送事業者に対して行う検査については、地方航空局が別途定めるものとする。 ① <u>本社にあつては、4 回／年</u> ② <u>主基地（運航、運航管理、整備、訓練等の各業務に関し、計画管理する機能を有する基地）及び基幹基地（一定の範囲内で管理機能を有する等主基地を補完する機能を有する基地）にあつては、2 回／年</u> ③ <u>地方基地（主基地等の管理の下で、運航、運航管理、整備、訓練等の業務を実施する基地）にあつては、1 回／4 年（ただし、運航基地数が少ない場合には、検査頻度を増やすものとする。）</u> ④ <u>訓練所（地方基地のうち、訓練実施業務に特化したもの）にあつては、1 回／2 年</u> <u>b) 上記 a)の規定に拘わらず、新規事業者にあつては事業開始から 1 年間、また新機種を導入した事業者にあつては新機種導入から 1 年間、それぞれ検査頻度を増やし重点的に安全監査を行うものとする。検査のプログラムについては、該当する事業者毎にその都度定めるものとする。</u> <u>c) 上記 a)及び b)の規定に拘わらず、所管課長が必要と認めた事業者又は基地については、検査の間隔を短縮することができる。</u>
2-2) 随時監査 a) （略） b) 新規事業者、新機種を導入した事業者等、所管課長が必要と認めた事業者については、本社、基地、訓練所等に関する監査及びエンルート監査を重点的に行うものとする。	2-2) 随時監査 a) （略） b) 新規事業者、新機種を導入した事業者等、所管課長が必要と認めた事業者については、本社、基地、訓練所等に関する監査及びエンルート監査を重点的に行うものとする。
1)・2) (略) 3) 検査結果の取扱い 所管課長等は、担当官を指名して、以下の監査を実施させるものとする。 a) <u>検査結果の報告及び通知</u> 担当官は、立入検査の結果について、別に定めるところにより、所管課長に報告するものとする。<u>また、立入検査の結果、不適合事項が確認された場合は、対象事業者に対し書面にて通知するものとする。</u> <u>このほか、立入検査の結果、安全上の基準への不適合とは認められないものの、安全性の一層の向上を図る観</u>	1)・2) (略) 3) 検査結果の取扱い 所管課長等は、担当官を指名して、以下の監査を実施させるものとする。 a) <u>検査報告</u> 担当官は、立入検査の結果について、別に定めるところにより、所管課長に報告するものとする。

改正後	改正前
<u>点から改善措置の検討を求めることが適当と認められる事項については、要検討事項として対象事業者に通知することができる。</u> b) 不具合事項の是正 所管課長等は、立入検査により判明した不適合事項について、直ちに是正された場合を除き、<u>対象事業者に対し、一定期間内に是正措置計画（Corrective Action Plan: CAP）を提出するよう求めるものとする。担当官は、提出された是正措置計画の適切性を評価し、必要に応じてその補正を求めるとともに、是正措置の実施状況を、書面審査、再監査等により確認し、その措置が完了するまでの間、継続的に追跡するものとする。</u>	b) 不具合事項の措置 所管課長等は、立入検査により判明した不具合事項については、直ちに是正された場合を除き、<u>その都度改善を求めるものとする。</u>
<u>5. 監査記録の保存及び管理並びに保護</u> <u>当局は、監査結果、是正措置の記録、関連する会議録、調査書等を適切に電子的に保存・管理するとともに、追跡可能性を確保するものとする。</u> <u>また、当局は、安全データ及び安全情報を継続的に入手するとともに、それらを航空安全の維持に役立てることを目的としていることに十分留意した上で、これらを確実に保護するものとする。</u>	（新設）
<u>6. その他</u> <u>「航空安全プログラム」（令和 8 年国土交通省告示第 512 号）第 5 5. 1. 2において規定する自発報告制度といった自発報告等に係る情報については、当該情報の収集、共有、リスク管理といった社内体制及びその運用状況を確認するものの、個人等の情報を特定しないものとする。</u>	<u>5. その他</u> <u>「航空安全プログラム」第 4 章 2. (1) ②において規定する自発報告制度といった自発報告等に係る情報については、当該情報の収集、共有、リスク管理といった社内体制及びその運用状況を確認するものの、個人等の情報を特定しないものとする。</u>
（略） <u>（附則）（令和 8 年 月 日）</u> <u>1. 本基本方針は令和 8 年 11 月 26 日から適用する。</u> <u>2. 令和 8 年度の監査については、なお従前の例による。</u>	（略） （新設）